

平成28年労第93号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月まではA会社に所属し、また、同年〇月から平成〇年〇月まではB所在のC会社の防熱職として、D造船所において、新造船及び修繕船の船内でパイプの防熱作業に従事していた。

請求人によると、作業場であるエンジンルーム内は、ディーゼル発電やタービン音、サンダー作業やハンマーの音がひどく、平成〇年頃から聴力が低下し、平成〇年頃からは耳鳴りが出現するようになったという。請求人は、平成〇年〇月〇日、Eクリニックを受診し、「感音性難聴、耳鳴症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人は、昭和○年から約○年間、D造船所内において騒音ばく露作業に従事していたことが原因で、本件疾病を発症した旨主張している。

(2) ところで、騒音性難聴の業務起因性の判断については、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長は「騒音性難聴の認定基準について」（昭和61年3月18日付け基発第149号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、この取扱いを妥当と判断するので、認定基準に基づいて、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであるか否かについて判断する。

(3) 請求人に発症した本件疾病について精査すると、以下のとおりである。

F医師は、平成○年○月○日付け障害状況診断書において、要旨、「中程度の感音性難聴を認める。高音斜降型であり、騒音性難聴のパターンとして矛盾しないと思われる。両耳鳴、両聴力低下はいずれも長年にわたる騒音下作業が原因と推定できる。」と述べており、同診断書に添付された聴力検査の結果によると、「平成○年○月○日検査で、右耳○dB、左耳○dB、平成○年○月○日検査で、右耳○dB、左耳○dB、平成○年○月○日検査で、右耳○dB、左耳○dB」と記載されている。

次に、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「オーディオグラムは、両側ほぼ同程度の軽度感音性難聴であり、軽い山型ではあるが水平性と言って良い。これは中～低音域に比べて高音域（4000～8000Hz）

が強く障害されるという騒音性難聴の特徴を呈していない。離職前の約年間に3回の簡易検査が行われているが、いずれの検査でも1000Hz、4000Hzともに所見無しであり、離職直前まで聴力に大きな問題は無かったと推定される。請求人は騒音職場に〇年間あったにもかかわらず、離職の時点で聴力に大きな障害はなく、現時点のオーディオグラムも騒音性難聴としての特徴（中～低音域に比し高音域が強く障害されて、いわゆる階段状のオーディオグラムとなる）を全く呈していないのであるから、騒音性難聴ではないと判断せざるを得ない。」と述べている。

- (4) 請求人は騒音職場に〇年間従事したことは認められ、請求人に発症した聴力障害について、F医師は長年にわたる騒音下作業が原因と推定しているが、当審査会としては、医師の所見及び関係資料を精査したところ、上記G医師のオーディオグラムは中～低音域に比べて高音域が強く障害されるという騒音性難聴としての特徴を呈していないとの意見は妥当であり、認定基準の「聴力障害が低音域より3000Hz以上の高音域において大である」とする要件に該当しないことから、請求人に発症した難聴は、業務により発症した騒音性難聴とは認められないと判断する。

さらに、耳鳴りについては、決定書理由に説示するとおり、請求人に発症した難聴は、騒音性難聴とは認められないことから、それに伴う耳鳴りについても業務上の疾病とは認められない。

以上により、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。